

Tax Alert – Canada

2016 年 1 月

EY カナダ

日本企業サービス (JBS)

EY カナダでは、重要な税務ニュースやカナダ企業に影響を与える制度の新設および変更に関するニュースレター(タックス・アラート)を発行しています。

日本企業サービス(JBS)では、EY カナダが発行したタックス・アラートの中から、カナダに進出する日本企業に関連性が高いと思われるものを日本語に翻訳し、「カナダ税務」の日本語版として日本企業の皆様にお届けいたします。

カナダの非居住雇用主認定制度

(このカナダタックス・アラートは 2016 年 1 月 14 日に発行された Tax Alert Issue No.1 -Employer certification now available for nonresident employers with nonresident employees working in Canada の日本語訳となります。)

2016 年 1 月 12 日、カナダ歳入庁(CRA)は、以前から予定していた Employer Certification Form RC 473, *Application for Non-Resident Employer Certification* (RC473) を発行しました。このフォームは、カナダ財務省に承認されたカナダ非居住雇用主が申請することができます。このフォームを申請し、CRA から認定を受ける事で、カナダ非居住従業員の給与、賃金、その他の報酬にかかる源泉徴収義務が免除されます。

日加租税条約において個人所得税が免除される場合、通常、雇用主は源泉徴収義務の免除を受けるために、レギュレーション第 102 条のもとで源泉徴収義務の免除申請(Regulation 102 Waive Application)に従業員ごとに行う必要があります。しかし、この Employer Certification を使うことで、Regulation 102 Waive Application がなくなり、プロセスが簡素化されます。

非居住雇用主認定制度のプロセスは 2016 年 1 月 1 日から始まり、承認の有効期間は 2 年となります。

背景

カナダ財務省並びに CRA は、国際ビジネス団体からの改善要請を受け、カナダ政府の 2015 年度予算で公表されたカナダ税関連法規の提案修正に基づいて、RC473 フォームを作りました。現時点では、提案修正は法案として可決されてません。提案修正が法的に制定された場合は、2016 年以降あるいは定められた日以降に支払われた給与に適用されます。

カナダ非居住従業員がカナダで業務を行った場合、カナダ居住従業員と同様に、支払われた報酬に対して個人所得税を源泉徴収し、カナダ歳入庁(CRA)に納付する義務があります。多くの過去のケースにおいて、日加租税条約に基づきカナダ非居住従業員はカナダの個人所得税を免除されるものの、源泉徴収義務を免れるためには、レギュレーション第 102 条の免除申請を CRA に行うことが唯一の方法でした。しかし、この免除申請のプロセスが非常に煩雑なものであったため、国会予算において、短期間だけ従業員をカナダに送る外国雇用主のために救済策を設けました。

定義

対象となるカナダ非居住雇用主:

- 給料等の支払いが発生した時に、カナダと租税条約を締結している国の居住者であること。もし雇用主がパートナーシップの場合は、最低90%のパートナーシップの当該期間の損益が、カナダと租税条約を締結している国に居住しているパートナに支払われていること。
- カナダ財務省に認証されていること

対象となるカナダ非居住従業員:

- 給料等の支払いが発生した時に、カナダと租税条約を締結している国に居住していること
- 租税条約によって給料等の個人所得税が免除されること
- 非居住従業員がカナダで勤務した日数が給与支払日を含む暦年において 45 日未満であること、あるいは、カナダにいた日数が給与支払日を含む 12 ヶ月間において 90 日未満であること

上記日数の計算は、カナダ国内に物理的に存在し、カナダで費やした時間に対して給与等の支払を受けた日数のみをカウントします。一般的に週末や祝日は除かれます。

非居住雇用主認定制度を申請するにあたって

承認を希望するカナダ非居住雇用主は、CRA へ申請書(RC473 フォーム)を提出します。承認を受けた後は、雇用主は適格非居住雇用主として認定され、認定期間にカナダ非居住従業員に支払われた給与から個人所得税を源泉徴収する必要がなくなります。

CRA から認定を受けるまでは、カナダ非居住従業員がレギュレーション第 102 条の源泉徴収義務の免除を申請しているか、あるいは移行期間(2016 年 1 月 1 日から 2016 年 2 月 1 日)の給与支払であるケースを除いて、カナダ非居住雇用主はカナダ非居住従業員に支払われた給与から個人所得税を源泉徴収して CRA に納付する必要があります。

非居住従業員の要件を満たさないが租税条約の下で税金が免除される場合、あるいは雇用主が適格非居住雇用主とならない

場合、非居住従業員はレギュレーション第 102 条の源泉徴収義務の免除申請(R102-R, *Regulation 102 Waive Application* 等、R102-J, *Regulation 102 Treaty Based Waiver Application-Joint Employer/Employee* など)を CRA に申請することができます。この免除申請は カナダで非居住従業員の役務提供が始まる 30 日前までに行う必要があります。

カナダ非居住雇用主の義務

適格非居住雇用主の認定を受けた後、カナダ非居住雇用主は以下に対処しなければなりません:

- 適格非居住従業員のカナダ勤務・滞在日数を、把握し記録する
- 従業員がカナダと租税条約を締結している国に居住していることの確認
- カナダと適格非居住従業員の居住国との間に締結している租税条約において、適格非居住従業員の給与等がカナダの課税から免除されるか否かを評価し、書面化する
- 適格非居住従業員のカナダ勤務日数が給与支払日を含む暦年に 45 日未満であるか、もしくは、カナダ滞在日数が給与支払日を含む何れかの 12 ヶ月間において 90 日未満であること確認
- ビジネス番号および送金が必要な場合には給与目的の登録口座番号の獲得。ビジネス番号を持っていない場合には、雇用主はビジネス番号の申請用紙 RC1 フォームを RC473 フォームと一緒に提出することができます。
- カナダでサービスを提供した非居住従業員の T4 Summary と Information Return の申告。個々の従業員は、200条(1.1)項により免除されない限り、T4 Statement of Remuneration Paid を受領する必要があります。改定された200条(1.1)項では、非居住従業員のカナダ源泉所得が \$10,000 以下である場合は、所得税目的においては、T4 の発行義務が免除されます。
- 認定された年々で、カナダでビジネスアクティビティがある場合は対象となるカナダ法人税務申告書の提出
- リクエストに応じて、非居住雇用主認定制度の業務手続きの一環として、CRA にカナダに勤務もしくは滞在した非居住従業員の記録を提示する

非居住雇用主は認定期間は非居住従業員の個人所得税に関しては源泉徴収義務を免れますが、カナダの厚生年金(CPP)や雇用保険(EI)を、免除されていない限り、源泉徴収しなければなりません。この場合、200条(1.1)項において個人所得税のための Information Return を提出する必要がなくても、非居住雇用主は CPP や EI を源泉徴収し、源泉徴収票(T4 スリッパ)を発行し、CRA に報告する義務があります。

非居住雇用主承認の取り消し

もしも非居住雇用主の義務が果たせなかった場合、もしくは、提出した内容が事実と異なる場合、CRA は非居住雇用主認定を取り消すことができます。非居住雇用主認定が取り消された場合、CRA は承認取消書類を非居住雇用主に発行します。ここで重要な点は、雇用主が適格非居住雇用主としての条件が満たされなくなったとき、あるいは、給与等を支払っている非居住従業員が適格であるかどうかの合理的な調査を怠ったときに、雇用主は源泉徴収および納税義務を負い、ペナルティー等を課されるということです。

次のステップ

EY の見解としては、2016 年 2 月 1 日以前に RC473 フォームを CRA が受領した場合には、CRA は 2016 年 1 月 1 日に遡って適用すると理解しています。非居住雇用主は、カナダへの短期出張者の状況を把握し、2016 年の非居住雇用主の認定を得るために、できるだけ早い申請を検討することをお勧めします。

ご相談

本タックス・アラートおよび EY カナダが提供する税務サービスの詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

トロント

牧野 卓司 JBS パートナー

+1 416 941 1765 | takuji.makino@ca.ey.com

堀田 みどり マネージャー

+1 416 943-5380 | midori.hotta@ca.ey.com

バンクーバー

角田 大輔 シニアマネージャー

+1 604 891 8388 | daisuke.sumita@ca.ey.com

カルガリー

池内 正文 マネージャー

+1 403 206 5441 | masafumi.ikeuchi@ca.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services.

The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization and may refer to one or more of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

About EY's Tax Services

EY's tax professionals across Canada provide you with deep technical knowledge, both global and local, combined with practical, commercial and industry experience. We offer a range of tax-saving services backed by in-depth industry knowledge. Our talented people, consistent methodologies and unwavering commitment to quality service help you build the strong compliance and reporting foundations and sustainable tax strategies that help your business achieve its potential. It's how we make a difference.

For more information, visit ey.com/ca/tax.

About Couzin Taylor

Couzin Taylor LLP is a national firm of Canadian tax lawyers, allied with Ernst & Young LLP, specializing in tax litigation and tax counsel services.

For more information, visit couzintaylor.com.

© 2016 Ernst & Young LLP. All Rights Reserved.
A member firm of Ernst & Young Global Limited.

This publication contains information in summary form, current as of the date of publication, and is intended for general guidance only. It should not be regarded as comprehensive or a substitute for professional advice. Before taking any particular course of action, contact Ernst & Young or another professional advisor to discuss these matters in the context of your particular circumstances. We accept no responsibility for any loss or damage occasioned by your reliance on information contained in this publication.

ey.com